

議案第29号

備前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

備前市長 吉村 武司

備前市条例第 号

備前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

備前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年備前市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「及び次条」を「、次条及び第15条の3」に改める。

第11条中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休業」に改める。

第15条の2の次に次の1条を加える。

(子育て部分休業)

第15条の3 子育て部分休業は、職員(非常勤職員を除く。)が満6歳に達する日後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、第8条第1項に規定する正規の勤務時間の始め又は終りにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の養育の態様、勤務の状況から必要とされる時間について、30分を単位として行う休暇とする。

2 職員が子育て部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第25条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第29号参考資料  
備前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準じる者として規則で定める者を含む。以下この条、次条及び第15条の3において同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(休暇の種類)</p> <p>第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、<u>介護時間及び子育て部分休業</u>とする。</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準じる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(休暇の種類)</p> <p>第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び<u>介護時間</u>とする。</p>

(子育て部分休業)

第15条の3 子育て部分休業は、職員(非常勤職員を除く。)が満6歳に達する日後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、第8条第1項に規定する正規の勤務時間の始め又は終りにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の養育の態様、勤務の状況から必要とされる時間について、30分を単位として行う休暇とする。

2 職員が子育て部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第25条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。